篠栗町保護者負担金（3号保育認定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分					①3号認定		②3号認定（ひとり親世帯等）	
					保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
階層区分		定義			0・1・2歳児	0・1・2歳児	0・1・2歳児	0・1・2歳児
第1		生活保護世帯			0	0	0	0
第2		市町村民税非課税世帯		1人目（基準額）	0	0	0	0
				2人目（半額）	0	0	0	0
				3人目以上	0	0	0	0
第3		所得割課税額	48,600円未満	1人目（基準額）	19,500	19,300	9,000	9,000
				2人目（半額）	9,750	9,650	0	0
				3人目以上	0	0	0	0
第4	A		48,600円以上57,700円未満	1人目（基準額）	30,000	29,600	9,000	9,000
				2人目（半額）	15,000	14,800	0	0
				3人目以上	0	0	0	0
	B		57,700円以上77,101円未満	1人目（基準額）	30,000	29,600	9,000	9,000
				2人目（半額）	15,000	14,800	0	0
				3人目以上	0	0	0	0
	C		77,101円以上97,000円未満	1人目（基準額）	30,000	29,600	30,000	29,600
				2人目（半額）	15,000	14,800	15,000	14,800
				3人目以上	0	0	0	0
第5			97,000円以上169,000円未満	1人目（基準額）	44,500	43,900	44,500	43,900
				2人目（半額）	22,250	21,950	22,250	21,950
				3人目以上	0	0	0	0
第6			169,000円以上301,000円未満	1人目（基準額）	61,000	60,100	61,000	60,100
				2人目（半額）	30,500	30,050	30,500	30,050
				3人目以上	0	0	0	0
第7			301,000円以上397,000円未満	1人目（基準額）	80,000	78,800	80,000	78,800
				2人目（半額）	40,000	39,400	40,000	39,400
				3人目以上	0	0	0	0
第8			397,000円以上	1人目（基準額）	82,500	81,100	82,500	81,100
				2人目（半額）	41,250	40,550	41,250	40,550
				3人目以上	0	0	0	0

☆ 利用料の算定には、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除等は控除しませ

※「母子世帯」・・・母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子世帯。

「在宅障害児(者)　のいる世帯」・・・・・身体障害者手帳の交付を受けたもの。療育手帳の交付を受けたもの。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの。特別児童扶養手当の支給対象児。国民年金の障害基礎年金等の受給者。

① 多子世帯の利用料の軽減について・・・第2階層から第4A階層の世帯では、子どもが2人以上いる場合、子どもの年齢に関わらず、第2子は半額(第2階層は無料)、第3子以降は無料となります。第4B階層から第8階層の世帯では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

② 多子世帯の利用料の軽減について（ひとり親世帯）・・・第2階層から第4B階層の世帯では、子どもが2人以上いる場合、子どもの年齢に関わらず、第2子以降は無料となります。第4C階層から第8階層の世帯では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料となります。